

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

一般社団法人の交際費の定額控除限度額の適用について

《内容》

関与先のA社団法人（非営利型法人に該当しない一般社団法人）は、資本金や出資金がなく、貸借対照表の「純資産の部」に「基金」1,000万円が計上されています。

ところで、交際費等損金不算入額を計算する場合に定額控除限度額の適用対象法人となるかどうかの判定を行う場合においては、資本金や出資金がない法人の場合、総資産の額から総負債の額を控除した簿価純資産の価額を用いて「資本金又は出資金に相当する金額」を算定する方法が規定されていますが、A社団法人においても、同様な算定方法が適用されるのでしょうか。

『答』

A社団法人においても、簿価純資産の価額の基礎となる「総負債」には、「基金」の額1,000万円は、「総負債」に含めることになると考えます。その場合、簿価純資産の価額は「基金」の額1,000万円分低くなりますから、「1億円以下」であるかどうかの判定においても、A社団法人の「資本金又は出資金に相当する金額」は、600万円（1,000万円×60%）分だけ低くなるものと考えます。

（解説）

- （1）一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）は、法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当し（法法2六）、収益事業を行う場合等に限って法人税を納める義務があるとされています。しかし、非営利型法人に該当しない一般社団法人にあつては、一般の内国法人と同じく、全ての所得に対して課税されることになります。
- （2）また、交際費課税においても、交際費等の額のうち「接待飲食費の額の100分の50に相当する金額」を超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされています（措法61の4①）。

この取扱いにおいて、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である場合には、「接待飲食費の額の100分の50に相当する金額」に代えて、800万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額を「定額控除限度額」とする制度が設けられています（措

法61の4②)。

さらに、資本又は出資を有しない法人の場合に、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるかどうか、つまり「定額控除限度額」適用対象法人となるかどうかは、確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている「総資産」の帳簿価額から「総負債」の帳簿価額を控除した金額(つまり簿価純資産の価額)の60%に相当する金額を「資本金又は出資金に相当する金額」として、判定することになります(措令37の4一)。

- 2 ところで、一般社団法人には株式会社のような資本金、出資金の考えがなく、その設立に当たって財産要件はありませんが、定款で定めた場合には「基金」の拠出を募ることができるとされています(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」と略称します。)131)。そして、実際に「基金」が拠出された場合には、貸借対照表の「純資産の部」に計上するという会計上の処理が義務付けられています(一般社団法人法施行規則31①)。

なお、この「基金」については、一般社団法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い、当該一般社団法人が拠出者に対して返還義務を負うものとされていますから(一般社団法人法131)、その性格は、一種の「外部負債」と認められることとなります。

- 3 また、交際費課税の取扱い通達である租税特別措置法通達61の4(2)-3では、「資本又は出資を有しない法人」の場合の簿価純資産の価額の具体的な計算に関しては、「総負債」は外部負債たると内部負債たるとを問わないとの原則的な考え方の下に、貸倒引当金等だけではなく、税務計算上損金の額に算入されないものであっても、「法人が損金経理により計上した」税金未払金、各種引当金等も含むとの解釈が明らかにされています。このように、簿価純資産の価額の計算に関して、「総負債」は、外部負債たると内部負債たるとを問わないとの原則的な考え方を示していますから、それを踏まえる限り、一般社団法人の「基金」も、総負債に含めることになると考えられます。
- 4 したがって、A社団法人においても、簿価純資産の価額の基礎となる「総負債」には、「基金」の額1,000万円は、「総負債」に含めることとなります。その場合、簿価純資産の価額は「基金」の額1,000万円分低くなりますから、「1億円以下」であるかどうかの判定においても、A社団法人の「資本金又は出資金に相当する金額」は、600万円(1,000万円×60%)分だけ低くなるものと考えます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。